

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 省略 (初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額<u>41万5,600円</u>を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～4 省略 (期末手当)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年前橋市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 省略 (初任給調整手当)</p> <p>第7条の2 省略</p> <p>第7条の3 医療職給料表の適用を受ける職員として新たに採用された職員には、月額<u>41万4,800円</u>を超えない範囲内の額を、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～4 省略 (期末手当)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>

<p>総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>(<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>)</p> <p>第20条 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 <u>第19条の2第2項の規定は、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について準用する。</u>この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>技能労務職員の給与の種類及び基準</u>)</p> <p>第25条 <u>技能労務職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第3～別表第4 省略</p>	<p>総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>(<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>)</p> <p>第20条 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 <u>第19条の2第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。</u>この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(<u>技能労務職員の給与の種類及び基準</u>)</p> <p>第25条 <u>技能労務職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第3～別表第4 省略</p>
--	--

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を</p>

<p>を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当) 第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当) 第19条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>
---	---

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現 行
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下</p>

<p>「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>別表 省略</p>	<p>「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表 省略</p>
--	--

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第5条関係)

第5条関係改正案	現 行
<p>(給与の種類) 第2条 省略 2 省略</p>	<p>(給与の種類) 第2条 省略 2 省略</p>

- 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当とする。

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第15条の4 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市に滞在した場合に支給する。

- 2 第15条の2第2項の規定は、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第16条 省略

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、高齢者部分休業(職員が、55歳に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあつては、給料並びにこれに対する地域手当及び管理職手当に限る。)を減額して給与を支給する。

- 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とする。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第15条の4 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市に滞在した場合に支給する。

- 2 第15条の2第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第16条 省略

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務を要しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は高齢者部分休業(職員が、55歳に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあつては、給料並びにこれに対する地域手当及び管理職手当に限る。)を減額して給与を支給する。